

## 令和4年度 中小企業者等販路開拓支援事業補助金の概要

市内の中小企業者等の優れた製品・技術の市場開拓や販路拡大を支援するため、今年度中に開催される展示会等へ出展する場合、その出展費用の一部を助成します。

補助区分	【国内販路開拓支援事業】	【海外販路開拓支援事業】	【オンライン販路開拓支援事業】
対象者	①尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業者 ②1/2 以上が尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業者で構成するグループ ③市内の商工団体（①の中小企業者を取りまとめて出展する場合）		
対象事業	広島県外で開催される展示会等への出展（即売を主たる目的としないもの）	海外で開催される展示会等への出展（即売を主たる目的としないもの）	オンラインで開催される展示会等への出展（即売を主たる目的としないもの）
補助対象経費	小間料、小間装飾料、商品搬送費、旅費交通費（宿泊費、鉄道運賃（特急・急行料金含む）、航空賃が対象。1人3万円、2人分を上限とする。）	小間料、小間装飾料、商品搬送費、旅費交通費（宿泊費、航空賃が対象。1人5万円、2人分を上限とする。）、展示物及び配布物作成費（翻訳費を含む。）	出展料、出展付随費（コンテンツ作成委託費、通訳翻訳費等、展示会内で使用するもの）
補助率等	補助対象経費の1/2 （限度額 25万円）	補助対象経費の1/2 （限度額 30万円）	補助対象経費の1/2 （限度額 25万円）
募集件数	6件程度		
必要書類	【補助金申請時】 ●補助金交付申請書（収支予算書、参加企業名簿） ●市税の完納証明書 ●展示会等の開催要領、出展申込書の写し（出展申込がまだの場合は、申込後に提出してください。） ●法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）の写し 【完了報告時】 ●事業実績報告書（事業実績書、収支決算書） ●展示会等の冊子等・出展したことが確認できる書類や写真 ●補助対象経費の領収証の写し		
申請期間	令和4年4月1日～令和5年2月28日 ※予算がなくなり次第終了		
提出先	〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市 商工課 商工振興係 アドレス：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp		
その他	原則、同一事業者につき、同一年度で1回限りの申請となります。 国内販路と海外販路の補助金を同時に申請することは出来ません。 国または県から同種の補助を受ける場合は対象となりません。 展示会等へ出展する前に補助金の交付決定を受ける必要があります。		

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいいます。

※対象者が②③の場合の限度額は、共同出展する市内の中小企業者数により引き上げられます。

※申請様式は、尾道市HPからダウンロードしてください。